

アスベスト問題に関する文部科学省の過去の対応の検証

平成17年8月26日
文 部 科 学 省

1. 文部科学省におけるアスベスト問題に係る対応

(1) 実態調査

昭和62年に学校施設等におけるアスベスト使用が社会問題となったことを踏まえ、同年、アスベスト処理に関する対応方策について早急に検討するため、国公私立学校施設（幼稚園を含む）等について、吹き付けアスベストの使用状況の実態把握を目的として調査を行った。（別紙参照）

(2) 指導等

関係法令や関係省庁からの通知、技術指針等を都道府県教育委員会等へ通知するとともに、これを厳守し適切な工事が行われるよう各種会議等において指導してきた。

- ・ S62.11 「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について」
 - ・ 環境庁からの通知を受け、学校施設の改修、解体時のアスベストの大気環境中への排出抑制が適切に実施されるよう依頼
- ・ S63.7 「吹き付けアスベスト（石綿）粉じん飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について」
 - ・ 建設省から送付された技術指針及び労働省から送付されたマニュアルの通知
 - ・ 吹き付けアスベスト8商品、アスベストを含有する吹き付けロックウール15商品の周知
 - ・ 労働省より送付された、主として労働安全衛生の見地から、アスベストが使用されている建築物の解体又は改修工事における留意点を周知
- ・ H15.10 「学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について」
 - ・ 労働安全衛生法施行令の主な改正内容の周知
 - ・ 各学校における最近の対策を踏まえ、アスベスト対策の留意事項について提示
 - 1) 「特定化学物質等障害予防規則」平成7年1月26日付け改正内容

(吹き付け作業の禁止の対象となる石綿の含有量を5%から1%を超えるものに改正)の確認

- 2) 損傷のある吹き付け材の適切な処置の検討
- 3) 除去工事等の実施に当たっての留意点の提示

・H17. 3 「学校施設等におけるアスベスト(石綿)対策について」

・「石綿障害予防規則」制定に伴うアスベスト対策の留意事項の周知

1) 学校等の設置者としての責務

学校施設等に吹き付けられた石綿等が損傷や劣化等により飛散等のおそれがあるときに措置を講じる義務

2) 発注者・注文者としての責務

建築物等の解体等の作業を行う仕事の請負人に対し、石綿等の使用状況を通知するよう努力

3) 除去工事等の実施に当たっての留意点の提示

(3) 補助制度の創設等

公立学校施設のアスベスト対策については、昭和62年度から公立学校施設整備費国庫補助制度における大規模改造事業の補助対象工事(補助率1/3)とし、設置者からの申請に対し優先的に採択してきている。

(・昭和62年度から平成16年度までの補助実績 1,001校)

私立学校施設(小学校・中学校・高等学校)のアスベスト対策については、平成元年度に私立高等学校等緊急建物環境整備費補助制度を創設し、平成2年度までアスベスト除去等に対する工事に対して補助(補助率1/3)し、設置者からの申請に対し優先的に採択した。また、日本私学振興財団による貸付事業においてアスベストの改修撤去工事を貸付対象としてきている。

(・平成元年から2年度までの補助実績 67校)

公立幼稚園のアスベスト対策については、昭和62年度から公立学校施設整備費(公立幼稚園施設整備費)の国庫補助制度における大規模改造事業の補助対象工事(補助率1/3)として、設置者からの申請に対し優先的に採択してきている。

私立幼稚園のアスベスト対策については、平成11年度に私立学校施設整備費(私立幼稚園施設整備費)の国庫補助制度の創設に併せ、アスベスト対策についても大規模改造事業の補助対象工事(補助率1/3)として、設置者からの申請に対し優先的に採択してきている。

国立学校等施設のアスベスト対策については、改築や大規模改造等に併せて実施する場合には文教施設費で、施設の部分改修の一環として実施する場合には各所新営経費等において措置してきている。

(・昭和62年度から平成14年度までの実績 344千㎡)

2. 検証結果

文部科学省では、学校施設等におけるアスベスト使用が社会問題となった昭和62年当時、アスベスト処理に関する対応方策について早急に検討するため、幼稚園を含む国公立学校施設、公立社会教育施設等を対象に、当時の知見に基づき毒性が強いとされた3種類の吹き付けアスベストの使用状況の実態把握を目的として調査を行った。

この調査結果を踏まえ、公私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等のアスベスト対策に関する補助制度を創設し、その対策を行う具体の商品を限定することなく、設置者からの申請に対し優先的に採択してきた。

さらに、国立学校等のアスベスト対策については、文教施設費等で予算措置を行ってきた。

また、昭和63年に当時の建設省が監修した技術指針に吹き付けアスベスト等として23商品が記載されたことも含め、関係法令や関係省庁からの通知等について、都道府県教育委員会等に対して適切な対策工事が行われるよう文書で指導してきた。

さらに、地方自治体の施設担当者を対象とした会議や研修等の機会を通じて、アスベスト対策の必要性について周知徹底を図ってきた。

これにより、地方自治体等においては、補助制度を活用し、あるいは単独で、アスベスト対策の取組が逐次進められてきたと考えている。

これらのことから、文部科学省としては、それぞれの時点において必要な方策を実施してきたところである。

また、昨今、アスベスト被害が社会問題化していることに鑑み、子どもたちなどの安全対策に万全を期すために、改めて学校施設等における吹き付けアスベストの使用実態調査を実施しているところである。

吹き付けアスベストの実態調査の結果（S62、S63）

．公立学校（小・中・高・特）

- 1．調査対象：全国の公立学校（小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校）
 全国の公立学校数（昭和62年5月1日現在）
- | | | | |
|------|---------|---------|---------|
| 小学校 | 24,692校 | 中学校 | 10,555校 |
| 高等学校 | 4,191校 | 特殊教育諸学校 | 862校 |
| | | 合 計 | 40,300校 |

- 2．調査結果：下表のとおり

区分	アスベスト使用 学校数
小学校	711校
中学校	322
高等学校	273
特殊教育諸学校	31
合 計	1,337

．私立学校（小・中・高・特）

- 1．調査対象：全国の私立学校（小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校）
 全国の私立学校数（昭和63年5月1日現在）
- | | | | |
|------|--------|---------|--------|
| 小学校 | 170校 | 中学校 | 603校 |
| 高等学校 | 1,306校 | 特殊教育諸学校 | 17校 |
| | | 合 計 | 2,096校 |

- 2．調査結果：下表のとおり

区 分	アスベスト使用 学校数
高 等 学 校	221校
中 学 校	24
小 学 校	19
特殊教育諸学校	0
合 計	264

．公立学校（幼）私立学校（幼）

1．調査対象：全国の公・私立幼稚園

全国の幼稚園数（昭和62年5月1日現在）

公立幼稚園 6,263校

私立幼稚園 8,845校

合計 15,108校

2．調査結果：下表のとおり

区分	アスベスト使用 幼稚園数
公立幼稚園	39園
私立幼稚園	200

．国立学校等

1．調査対象：国立学校、大学共同利用機関等

全国の国立学校等施設数（昭和62年5月1日現在）

大学・共同利用機関等 合計 163機関（保有面積 18,362,529 m²）

2．調査結果：下表のとおり

区分	アスベスト使用 機関数（面積m ² ）
大学・共同利用機関等	機関数（m ² ） 99（302,283）

．その他

1．調査対象：全国の公立社会教育施設（公民館・図書館・博物館・青少年教育施設等）

22,474施設（昭和62年10月1日現在）

文部省、文化庁関係機関

44機関（昭和62年5月1日現在）

2．調査結果：下表のとおり

区分	アスベスト使用施設数
公立社会教育施設	施設 582
文部省、文化庁関係機関	機関 21